



2019年9月17日

各 位

会 社 名 インパクトホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 福井 康夫
 (コード番号：6067 東証マザーズ)
 問合せ先 代表取締役副社長 寒河江 清人
 (TEL 03-5464-8321)

会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、当社の会計監査人である東陽監査法人与2019年9月17日付で監査契約を合意解除することになりました。また、本日開催の監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等につきましても同様であります。

記

1. 異動年月日

2019年9月17日

2. 異動する会計監査人の概要

(1) 退任した会計監査人の概要

①名称	東陽監査法人
②事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F
③業務執行社員の氏名	高木 康行 太田 裕士
④退任の理由	当社から9月13日に退任いただくよう申し出ました。理由といたしましては、下記6. 異動の決定または異動に至った理由及び経緯をご参照ください。

(2) 就任予定の一時会計監査人の概要

①名称	監査法人アリア
②事務所の所在地	東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア15F
③業務執行社員の氏名	茂木 秀俊 山中 康之
④日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。
⑤選任の経緯及び選任理由	9月11日に面談し、9月13日に口頭で内諾をいただきました。監査法人アリアを選任した理由といたしましては、一時会計監査人として会計監査人の期中交代の実績があり、当社のCoffee Day Global Limited (以下、CDGL) への貸付債権及びCoffee Day Consultancy Services Private Limited (以下、CDCSPL) への投資額の評価に関する会計処理について適切にご判断いただけることから、9月27日までに四半期報告書の提出が可能となると判断したためです。

3. 2 (2) に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

監査役会が監査法人アリアを公認会計士等の候補者とした理由は、会計監査人に必要な専門性、独立性、適切性及び品質管理体制等を具備し、かつ一時代会計監査人としての実績を有しているためです。

4. 退任する公認会計士等の就任年月日

2018年3月27日

5. 退任する会計監査人の直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

6. 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社は、今後の監査対応等について会計監査人である東陽監査法人と協議の結果、監査及び四半期レビュー契約を解除することで合意に至りました。

今回、東陽監査法人からは、当社のインドにおけるコンビニエンスストア事業において、現地パートナー企業である CDGL に対する貸付債権（約 11 億円）及び CDCSPL に対する投資額（約 17 億円）の回収可能性の評価に関して、CDGL の直近の財務状況等当社の債権及び出資先の評価に必要な財務情報の入手を求められておりました。しかし、CDGL の親会社である Coffee Day Enterprises Limited（以下、CDEL）の創業会長であるシッダールタ氏の急逝により、シッダールタ氏が生前『最高経営者兼財務責任者として決裁した各金融取引』のうち急逝したことにより社内共有されていない事項について、決算を確定させるために速やかに明らかにし、改めて社内共有する必要性が生じたため、アーストアンドヤングを調査機関として指名し、8月1日から8月31日までに調査をすることになり、調査終了後、CDGL の財務情報の開示を受ける予定でした。そのため、当社は四半期報告書の提出期限の延長を申請したところ関東財務局より承認され、提出期限が9月13日となりました。しかし、調査開始後、アーストアンドヤングは CDEL 社の税務、ソフトウェアの開発等を行っていることが判明し、アーストアンドヤングが CDEL の調査実施に当たり、両者の間に利益相反の発生の可能性が生じたため、改めて、中央調査局の元副監査官である Ashok Kumar Malhotra 氏に調査を依頼することになり、CDGL の財務情報の開示も延期されたため、提出期限である9月13日までに四半期報告書の提出が困難となりました。

そこで、提出期限である9月13日までに四半期報告書の提出を間に合わせるべく、当社から東陽監査法人へ CDGL への貸付債権について、CDGL の財務状況が確認できないことで評価できないのであれば、保守的に貸付債権の全額を貸倒引当金として処理する方向で打診いたしました。東陽監査法人からは、CDGL の財務状況を確認できない状況では CDGL に対する貸付債権（約 11 億円）の回収可能性については判断できない旨の回答を得ました。それに伴い、CDCSPL に対する投資額（約 17 億円）についても判断できない旨の回答を得ました。その後、当社と東陽監査法人で何度か折衝を重ねましたが、事態は進展しなかったため、東陽監査法人と協議の結果、監査及び四半期レビュー契約を解除することで合意に至りました。

当社はこれに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、新たな会計監査人の選定を進めてまいりました結果、本日開催の監査役会において監査法人アリアを一時代会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、東陽監査法人からは、監査業務引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

7. 6. の理由及び経緯に対する見解

(1) 退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答をいただいております。

(2) 監査役会の意見

特段の意見はない旨の回答をいただいております。

8. 今後の見通し

当社が2019年12月期第2四半期報告書を延長後の提出期限である9月13日までに提出できなかったため、当社株式は監理銘柄（確認中）に指定されており、9月27日までに四半期報告書を提出しなければ上場廃止となりますが、監査法人エリアには当社のCDGLへの貸付債権及びCDCSPLへの投資額の評価に関する会計処理について適切にご判断いただけ、また他の手続きについても終了予定のため、9月27日までには提出できる見込みです。

以上